

大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画 届出チェックリスト

対象エリア	制限事項	計画内容	チェック
共通事項	※建築物の構造に関する防火上必要な制限 <small>* () は幹線道路沿道地区</small>		
	階数 4 (3) 以上または延床面積 500 (100) m ² 以上	<input type="checkbox"/> 耐火建築物	<input type="checkbox"/>
	上記以外の建築物	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物	
	建築物の敷地面積の最低限度		
	住居地区	<input type="checkbox"/> 60m ² 以上	<input type="checkbox"/>
	上記以外の地区	<input type="checkbox"/> 55m ² 以上	
	施工日、以前に最低敷地面積未済で土地利用がされた場合 <small>施工日：2011年10月1日</small>	<input type="checkbox"/> それ以外	
	垣又はさくの構造の制限 道路に面する部分の垣またはさくは、生垣またはフェンスとする。ブロック塀に類するものを設ける場合は高さ 60 c m 以下とする。	<input type="checkbox"/> 設置なし <input type="checkbox"/> 生垣またはフェンス <input type="checkbox"/> 60 c m 以下のブロック塀	<input type="checkbox"/>
	建築物等の用途の制限 風営法第 2 条第 6 項各号及び第 9 項に規定する営業の用に供するものは建築してはならない。	用途	<input type="checkbox"/>
	建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 外壁及び屋根などは地区の環境に調和したものとす。	外壁色 屋根色	<input type="checkbox"/>
地区防災道路沿い	※建築物等の高さの最低限度 5 m 以上	() m ≧ 5 m	<input type="checkbox"/>
	※間口率の最低限度 7 / 10 以上 <small>* 間口率を満たす部分は、地区防災道路の道路面から高さ 5 m の範囲は空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とする。</small>	$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{特定地区防災施設に面する} \\ \text{建築物の水平} \\ \text{投影長さ} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{特定地区} \\ \text{防災施設に} \\ \text{接する} \\ \text{敷地の長さ} \end{array} \right)} = \frac{() m}{() m} \geq \frac{7}{10}$	<input type="checkbox"/>
	壁面の位置の制限 計画道路の中心から建築物までの距離は 3 m 以上とする。		<input type="checkbox"/>
地区防災道路沿い 幅 6 m 未満の	工作物の設置の制限 計画道路の中心から 3 m の壁面後退区域は歩道状空間とし、塀や自動販売機などの工作物を設置しない。		<input type="checkbox"/>

※のつくルールについて、都市計画施設内は制限の適用除外となります。